

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)の評価報告(令和6年度報告)  
 石川県

1 被害防止計画の作成数、特徴等  
 被害防止計画は県内の全19市町が作成し、全ての市町でイノシシを対象としており、加えてサル、クマ、シカ、中型獣類、鳥類を対象としている地域もある。

2 事業効果の発現状況  
 いずれの地域においても関係機関で構成される協議会を設置し、被害防止計画の達成に向けた取組を行っており、関係機関が一体となった推進体制が整備されている。  
 協議会は地域全体の総合的な被害防止対策を行っており、捕獲檻の導入、緩衝帯設置などによる環境整備、侵入防止柵の設置等の物理的な対策と、被害防止対策研修会や集落点検等の地域の防除に対する意識向上の両面の取組を実施している。県は専門的な知識を持った人材の育成や被害が増加傾向の集落指導、集落ぐるみで被害対策を行うモデル集落の設置、イノシシの捕獲実績の少ない集落の指導等を行い、各協議会の活動を支援している。  
 以上のような取組により、関係者の情報共有や意識統一が図られ、集落ぐるみの被害対策の普及や侵入防止柵の適切な設置と維持管理、捕獲強化等につながっていると考えられる。

3 被害防止計画の目標達成状況  
 侵入防止柵の整備による被害防止対策と捕獲檻による捕獲強化対策を徹底したことで、各協議会においては被害防止計画の数値目標を達成。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績								事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価				
										被害金額(千円)				被害面積(ha)										
										現状値	目標値	実績値	達成率	現状値	目標値	実績値	達成率							
穴水町鳥獣被害防止対策協議会	穴水町	R4~6	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ タヌキ ハクビシン アナグマ キツネ アライグマ	①侵入防止柵の設置 ②推進体制の整備 ③有害捕獲 ④被害防除 ⑤緊急捕獲	①整備延長 電気柵 L=750m (内訳) R4:L=400m R5:L=350m ②協議会の開催 ③捕獲檻(イノシシ) 5基 R4:407頭(成獣104頭、幼獣303頭) R5:230頭(成獣94頭、幼獣136頭) R6:347頭(幼獣347頭)	穴水町鳥獣被害防止対策協議会	R4	100%	穴水町鳥獣被害防止対策協議会が中心となって、有害捕獲を行うとともに、侵入防止柵を整備し、捕獲檻の育成・確保、わなによる捕獲活動、被害防止研修会等の実施により、総合的な被害防止対策に取り組み、地元農業者が主体的に被害防止活動を行うよう体制整備を実施。侵入防止柵や有害捕獲活動により、令和3年度はイノシシによる被害面積が3.10haであったが、令和5年度では、被害面積が0haとなり、有効的な有害捕獲活動が実施できている。	イノシシ	3,144	2,200	1,655	158%	3.10	2.17	1.68	153%	捕獲檻の育成・確保に努め効果的な捕獲活動が行えていることから被害を減らすことができ、令和5年度は被害がなかった。しかしながら、令和6年度は鳥獣の影響により多くの捕獲員が町外へ避難した。今後は、新たな捕獲員の育成・確保に努めている。	令和3年度から比べると農作物被害は減少傾向にあるが、被害は引き続き発生しているため、電気柵の設置や有害捕獲活動の強化に向けて継続的に取り組んでほしい。	被害農地への侵入防止柵の設置や被害防止対策研修の開催による捕獲技術の向上により、令和5年度は鳥獣による被害は確認されなかった。引き続き、イノシシを寄せ付けない環境整備、防護柵の適正管理、個体数を減らすための捕獲の推進や捕獲員の育成・確保など、継続的な対策を進めている。			
										ニホンジカ	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	
										ツキノワグマ	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0
										タヌキ	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0
										ハクビシン	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0
										アナグマ	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0
キツネ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
アライグマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
輪島市有害鳥獣対策協議会	輪島市	R4~6	カラス イノシシ タヌキ ハクビシン ツキノワグマ ニホンジカ	①整備延長 電気柵 L=2,801m(R6) ②緊急捕獲	R4:1,249頭(成獣203頭、幼獣1,046頭) R5:746頭(成獣69頭、幼獣677頭) R6:699頭(成獣162頭、幼獣537頭)	輪島市有害鳥獣対策協議会	R6	100%	これまでに、山間部を中心にイノシシによる水稲被害が発生していたため、電気柵の設置を進めていた。しかし、電気柵を設置していないほ場への侵入が多発していることから、引き続き電気柵を設置していないほ場への導入を行った。結果、電気柵を設置したほ場では被害を防ぐことができた。併せて、各集落で猟友会がイノシシの有害捕獲を進めた結果、R6年度では699頭を捕獲することができた。今後も、輪島市有害鳥獣対策協議会の補助による種補助や電気柵補助も活用し、個体数調整及び電気柵の設置により被害を抑制したい。	カラス	0	0	0	0	0	0	0	0	目標値は達成できたが、侵入防止柵を整備した地区においても見かけられるようになってきている。電気柵の機能低下による被害増加が懸念されるため、引き続き事業を継続して取り組む必要がある。 有害捕獲については、交付金での捕獲活動推進のほか、捕獲強化の一環として市の単独事業である狩猟免許取得補助や捕獲檻購入の半額補助を行っている。狩猟者数や捕獲檻の設置数増加に努めている。今後も農作物被害防止のため、生息数の減少を目指していきたい。	対象の鳥獣は山奥だけでなく民家近くの里山、農地周辺でも見かけられるようになってきている。電気柵や捕獲檻等の捕獲などの対策だけでなく、巻き狩り等の実施により生息数の減少の取組も行うべきである。市・猟友会など関係機関が連携して取り組む。対象鳥獣の個体数減少と農業被害減少に取り組みなければならない。	イノシシによる被害が金額・面積ともに大幅に減少しており、侵入防止柵を整備した地域では確実に被害が少なくなっている。今後は、適切な電気柵の設置方法についての指導や柵の管理・更新を行い、被害の減少に繋げていく。			
										イノシシ	1,900	1,330	1,608	146%	1.90	1.33	0.94	168%						
										タヌキ	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	
										ハクビシン	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	
										ツキノワグマ	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	
										ニホンジカ	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	
石川県				①広域捕獲活動(有害捕獲) ②人材育成 ③ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組					①市町等を対象としたセミナーや説明会を活用し、生息状況調査の結果を市町等に提供することで効果的な捕獲につなげており、その結果、ニホンジカ及びイノシシによる農林業被害が減少している。 ②継続的な人材の育成(講習会の実施、集落への専門家派遣)を実施。侵入防止柵の設置と併せて実施することで集落への対策の理解も進んでおり、イノシシ被害額は減少傾向。 ③イベント出展によるPR活動やジビエ商談会の開催などに取り組んだ結果、捕獲したイノシシのジビエ利用率は令和6年度は1%となった。								実際に被害防除にある集落や市町を対象とした講習会や専門家派遣、セミナーの実施を通じて、侵入防止柵や捕獲檻等による対策をより効果的に行っている結果、対策を行っている地域は農作物被害が減少している。一方、未整備地域に被害が移っているため、継続的に柵や檻の設置を進めるとともに、セミナーや講習会等捕獲促進の施策も継続していく。 ジビエの普及については、利活用率の増加に向け、引き続き情報発信や販路拡大、安全安心の確保に向けた取組を実施する。							

注1:被害金額及び被害面積の目標値については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。  
 2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。  
 3:事業効果は記載例を参考にし、獣種ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。  
 4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。  
 5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を具体的に記載し、添付すること。  
 6:被害防止計画に定められた全ての対象鳥獣について、鳥獣ごとに実績値や達成率等を記載すること。また、合算達成率も記載すること。  
 7:次のいずれかに該当する場合には、達成率が低額であると判定すること。  
 (1)被害面積、被害金額等について、合算達成率が共に70%未満である場合  
 (2)次に該当する鳥獣種の被害面積、被害金額等について、対象鳥獣ごとの達成率が共に70%未満である場合  
 ア 被害金額全体(全ての対象鳥獣における被害金額(実績値)の合計をいう。以下イにおいても同じ。)の2割以上を占めるシカ又はイノシシ  
 イ 被害金額全体の5割以上を占めるシカ及びイノシシ以外の対象鳥獣  
 8:目標が未達成となった場合は、「都道府県の評価」の欄に、総合支援チェックシート及び緊急捕獲チェックシートの遵守状況に係る確認結果を記載すること。  
 なお、遵守状況の確認に当たっては、証拠書類の保存・提出は必須ではない。ただし、聞き取りの結果、書類を保存していると回答があった場合には、当該書類を確認する場合がある。

5 都道府県による総合的評価

イノシシによる農作物被害は、計画的な侵入防止柵の整備と適切な維持管理、効果的な捕獲の実施により、減少している地域があるものの、対策の実施に伴い、侵入防止柵の設置が進んでいない地域での被害が発生している。全体的に、被害が増加している集落で侵入防止柵の設置を進めるとともに、侵入防止柵と捕獲檻の実効性を高めるため被害集落での集落点検等の実施を継続する必要がある。また、被害対策の専門知識と技術を持ち、地域に即した継続的な指導体制が維持できる人材育成を強化する。